

愛知県基準の策定に当たって 検討が必要と考えられる区域及び事項

2022年11月29日

環境局地球温暖化対策課

① 騒音による生活環境への影響

No.	区域・事項 (根拠法令等)	概要	県内の状況
1	保全対象施設（学校、病院等）の種類	—	[学校・病院： GISデータあり]
2	住宅の分布状況	—	[建築物： GISデータあり]

② 水の濁りによる影響

No.	区域・事項 (根拠法令等)	概要	県内の状況
3	取水施設の状況	—	[GISデータなし]

③ 反射光による生活環境への影響＜太陽光のみ＞

No.	区域・事項 (根拠法令等)	概要	県内の状況
4 (※再掲1)	保全対象施設（学校、病院等）の種類	—	[学校・病院： GISデータあり]
5 (※再掲2)	住宅の分布状況	—	[建築物： GISデータあり]

④ 風車の影による影響＜風力のみ＞

No.	区域・事項 (根拠法令等)	概要	県内の状況
6 (※再掲1)	保全対象施設（学校、病院等）の種類	—	[学校・病院： GISデータあり]
7 (※再掲2)	住宅の分布状況	—	[建築物： GISデータあり]

⑤ 土地の安定性への影響（1/2）

No.	区域・事項 (根拠法令等)	概要	県内の状況
8	砂防指定地（砂防法）	治水上砂防のための砂防設備を要する土地、または一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地。国交省が指定する。	県内では特に尾張地域と西三河地域で多く指定されている。 [GISデータあり]
9	急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地法)	傾斜角度30度以上、高低差5m以上の急斜面があり、その急斜面の崩壊によって被害を受ける一定以上の人家や公共施設がある場合、土地を触る工事によってその急斜面に悪影響を及ぼすと考えられる区域。一部開発行為が規制されている。県が指定する。	県内では特に三河地域で多く指定されている。 [GISデータあり]
10	地すべり防止区域 (地すべり等防止法)	現に地すべりをしている区域または地すべりするおそれがある区域、及びそれに影響を与える一定の区域をあわせた区域で、公共の利害に密接な関連を有するもの。地すべりの危険を増すような行為を規制している。農水省又は国交省が指定する。	県内では特に東三河地域で多く指定されている。 [GISデータあり]

⑤ 土地の安定性への影響 (2/2)

No.	区域・事項 (根拠法令等)	概要	県内の状況
11	保安林 (森林法)	<p>特定の公益目的を達成するために指定された森林。立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。農水省又は県が指定する。愛知県では以下の種類の保安林が指定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源かん養保安林：河川への流量調節機能を安定化 ・土砂流出防備保安林：土砂の流出を防止 ・土砂崩壊防備保安林：林地の崩壊の発生を防止 ・飛砂防備保安林：海岸の砂地を被覆し飛砂発生を防止 ・防風保安林：風速を緩和して風害を防止 ・潮害防備保安林：津波等の波を減殺、および塩害を防止 ・干害防備保安林：洪水、渇水を緩和 ・魚つき保安林：養分供給等で魚類の生息と繁殖を助ける ・保健安全保安林：レクリエーションなど公衆の保健、衛生に貢献 ・風致保安林：森林によって価値づけられた名所や旧跡等の保存 	<p>県内で指定されている実面積は69,954 haで、特に面積の指定多い保安林は土砂流出防備保安林(27,080 ha)と水源かん養保安林(41,635 ha)である。 [GISデータあり]</p>
12	土地の安定性への影響 (土砂災害警戒区域・特別警戒区域への影響)	—	—

⑥ 植物の重要な種及び重要な群落への影響（1/2）

No.	区域・事項 (根拠法令等)	概要	県内の状況
13	生息地等保護区の管理 地区 (自然環境保全条例)	愛知県指定希少野生動植物種の生息生育地のうち、その種の保護のため重要と認められる区域。以下の3地区に区分される。県が指定する。 管理地区は愛知県指定希少野生動植物種の保護のために重点的に管理すべき地区で、工作物の設置等の行為に許可が必要。	県内では田原市伊良湖町ハギクソウ生育地保護区など4地区が指定されており、県内での指定面積は約1.83 haである。 [GISデータあり]
14	国内希少野生動植物種 (種の保存法)	国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種。内閣が指定する。	[GISデータなし]
15	植生自然度の高い地域	植物社会学的な観点から、群落の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標で、1～10で表される。環境省が実施する自然環境保全基礎調査のうち植生調査で調べられる。	県内を約1 km ² ごとのメッシュに区切ったとき、植生自然度9・10であるのは全体の0.8%である。 [GISデータあり]

⑥ 植物の重要な種及び重要な群落への影響（2/2）

No.	区域・事項 (根拠法令等)	概要	県内の状況
16	巨樹・巨木林	地上から1.3mの高さで幹周りが3m以上の木を巨樹・巨木、巨樹・巨木が複数生育しているものを巨木林として、環境省が実施する自然環境保全基礎調査のうち巨樹・巨木林調査で調べられる。	環境省のデータベースには愛知県内で1181件の巨樹・巨木林が登録されている。 [GISデータあり]
17	特定植物群落	植物群落のうち、規模や構造、分布等において代表的・典型的なもの、代替性のないもの、またはきわめて脆弱であり放置すれば存続が危ぶまれるものなど。環境省が実施する自然環境保全基礎調査のうち特定植物群落調査で選定される。	県内では設楽町の段戸裏谷原生林など95件725 haが選定されている。 [GISデータあり]
18	環境省レッドリスト	日本に生息・生育する野生生物のうち、絶滅のおそれのあるもののリスト。環境省が作成。	[GISデータなし]
19	レッドリストあいち	愛知県に確実に生育している（いた）と判断された野生動植物種のうち、絶滅のおそれのあるもののリスト。愛知県が作成。	植物では698種が掲載されており、うち50種が絶滅している。 [GISデータなし]

⑦ 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 (1/2)

No.	区域・事項 (根拠法令等)	概要	県内の状況
20 (国除外)	国指定鳥獣保護区の特別保護地区 (鳥獣保護管理法)	国指定鳥獣保護区は、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認められる区域で、狩猟が認められない。環境省が指定する。必要がある場合は以下の地区が指定される。特別保護地区では工作物の新築、木竹の伐採等に許可が必要。	県内では国指定藤前干潟鳥獣保護区の1か所が指定されており、指定面積は770 haである。 [GISデータあり]
21	愛知県指定鳥獣保護区の特別保護地区 (鳥獣保護管理法)	愛知県指定鳥獣保護区は、愛知県内の鳥獣の保護のため重要と認められる区域で、狩猟が認められない。県が指定する。必要がある場合は以下の地区が指定される。特別保護地区では工作物の新築、木竹の伐採等に許可が必要。	県内では足助鳥獣保護区特別保護地区など4か所が指定されており、県内の指定面積は439 haである。 [GISデータあり]
22	ラムサール条約湿地 (ラムサール条約)	絶滅のおそれのある種や群集を支えているなど条約で定められた国際的な基準に従って指定された湿地。	県内では藤前干潟と東海丘陵湧水湿地群の2か所が指定されており、県内の指定面積は346 haである。 [GISデータあり]

⑦ 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 (2/2)

No.	区域・事項 (根拠法令等)	概要	県内の状況
23 (※再掲14)	国内希少野生動植物種 (種の保存法)	国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種。環境省が指定する。	[GISデータなし]
24 (※再掲18)	環境省レッドリスト	日本に生息・生育する野生生物のうち、絶滅のおそれのあるもののリスト。環境省が作成。	[GISデータなし]
25 (※再掲19)	レッドリストあいち	愛知県に確実に生育している(いた)と判断された野生動植物種のうち、絶滅のおそれのあるもののリスト。愛知県が作成。	植物では698種が掲載されており、うち50種が絶滅している。 [GISデータなし]

⑧ 地域を特徴づける生態系への影響

No.	区域・事項 (根拠法令等)	概要	県内の状況
26	愛知県自然環境保全地域の特別地区 (自然環境保全条例)	すぐれた天然林や貴重な動植物の自生地など貴重な自然環境を有する地域を保全するために指定された地域。県が指定する。以下の地区に区分される。	県内では田之土里湿原など15地域が指定されており、県内の指定面積は292 haである。そのうち各地区・地域の面積は以下の通り。
27	愛知県自然環境保全地域の普通地区 (自然環境保全条例)	特別地区 工作物の新築、木竹の伐採等に許可が必要。 普通地区 一定規模以上の建築物の新築・改築等に届出が必要。	特別地区：108 ha 普通地区：184 ha [GISデータあり]
28	重要里地里山	多様で優れた二次的自然環境を有する等の基準に則り選定された里地里山。保全活用の取組促進が目的であり、土地の利活用等に対し新たな制約や規制等を生じさせるものではない。環境省が選定する。	県内では名古屋市 の東山の森など11 か所が指定されて いる。 [GISデータあり]
29	重要湿地	希少種、固有種等が生育・生息している等の基準に則り選定された湿地。湿地の保全再生の取組推進が目的であり、開発行為について法的な制約が発生するものではない。環境省が選定する。	県内では三河湾な ど13か所が指定さ れている。 [GISデータあり]

⑨ 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 (1/3)

No.	区域・事項 (根拠法令等)	概要	県内の状況
30 (国除外)	国定公園の特別保護地区 (自然公園法)	<p>国定公園は、国立公園に準ずる景勝地として指定される公園で、以下の地域に区分される。環境省が指定し、県が管理する。</p> <p><u>特別保護地区</u> (国基準で除外) 特に嚴重に景観の維持を図る必要のある地区。</p>	<p>県内では代表的な国定公園に三河湾国定公園、飛騨木曾川国定公園があり、県内で指定されている面積は49,817 haである。そのうち各地区・地域の面積は以下の通り。</p> <p>特保：205 ha 第1種：189 ha 第2種：14,536 ha 第3種：31,628 ha 普通：3,259 ha [GISデータあり]</p>
31 (国除外)	国定公園の第1種特別保護地域 (自然公園法)	<p><u>第1種特別地域</u> (国基準で除外) 特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。</p>	
32	国定公園の第2種特別保護地域 (自然公園法)	<p><u>第2種特別地域</u> 第1種及び第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域。</p>	
33	国定公園の第3種特別保護地域 (自然公園法)	<p><u>第3種特別地域</u> 特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致維持に影響を及ぼすおそれの少ない地域。</p>	
34	国定公園の普通地域 (自然公園法)	<p><u>普通地域</u> 特別地域及び海域公園地区に含まれない区域。</p>	

⑨ 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 (2/3)

No.	区域・事項 (根拠法令等)	概要	県内の状況
35	愛知県立自然公園の第1種特別保護地域 (愛知県立自然公園条例)	愛知県立自然公園は優れた自然の風景地として指定される公園で、以下の地域に区分される。県が指定する。 <u>第1種特別地域</u> 特別保護地区に準ずる地域で、現在の景観を極力維持する必要がある地域。	県内では代表的な愛知県立自然公園に渥美半島県立自然公園、南知多県立自然公園があり、県内で指定されている面積は39,064 haである。そのうち各地域の面積は以下の通り。 第1種：50 ha 第2種：502 ha 第3種：15,461 ha 普通：23,043 ha [GISデータあり]
36	愛知県立自然公園の第2種特別保護地域 (愛知県立自然公園条例)	<u>第2種特別地域</u> 良好な自然状態を保持している地域で、農林漁業との調和を図りながら自然景観の保護に努めることが必要な地域。	
37	愛知県立自然公園の第3種特別保護地域 (愛知県立自然公園条例)	<u>第3種特別地域</u> 特別地域の中では風致を維持する必要が比較的低い地域であり通常の農林漁業活動については風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域。	
38	愛知県立自然公園の普通地域 (愛知県立自然公園条例)	<u>普通地域</u> 特別地域に含まれない区域で、特別地域と一体的に風景の保護を図ることが必要な地域。	

⑨ 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 (3/3)

No.	区域・事項 (根拠法令等)	概要	県内の状況
39	風致地区 (都市計画法)	良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域。工作物の建設等に許可が必要。10 ha以上は県・名古屋市が、10 ha未満は市町村が指定する。	名古屋市では、東部丘陵地を中心に約3,000 haが指定されている。 [GISデータあり]
40	長距離自然歩道	四季を通じて手軽に楽しくかつ安全に国土の優れた風景地等を歩くことにより、自然保護に対する理解を深めることを目的とした歩道。環境省が計画し、国および県で整備する。	県内では東海自然歩道が整備されており、延長211 kmのコースがある。 [GISデータあり]

⑩ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響

No.	区域・事項 (根拠法令等)	概要	県内の状況
41 (※再掲40)	長距離自然歩道	四季を通じて手軽に楽しくかつ安全に国土の優れた風景地等を歩くことにより、自然保護に対する理解を深めることを目的とした歩道。環境省が計画し、国および県で整備する。	県内では東海自然歩道が整備されており、延長211kmのコースがある。 [GISデータあり]

(参考) 社会的配慮の観点から考慮が必要な区域

No.	区域・事項 (根拠法令等)	概要	県内の状況
42	土砂災害警戒区域 (土砂災害防止法)	土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。避難確保計画の作成等が求められる。県が指定する。	県内では特に三河地域で多く指定されており、道路沿いで指定されているものが多い。 [GISデータあり]
43	土砂災害特別警戒区域 (土砂災害防止法)	土砂災害が発生した場合に建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。一定の開発行為が制限される。県が指定する。	県内では特に三河地域で多く指定されており、道路沿いで指定されているものが多い。 [GISデータあり]
44	洪水浸水想定区域 (水防法)	洪水予報を行う河川、もしくは水位周知を行う河川に指定された河川について、その河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。県が指定する。	県内では28河川で指定されている。 [GISデータあり]